

環境省アクティブ・レンジャー (富士箱根伊豆国立公園 下田地区) 募集要項

1. 募集職種

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）
（非常勤の国家公務員）

2. 募集人数、勤務地及び業務内容

富士箱根伊豆国立公園下田地区において1名募集

（所属する事務所）

環境省関東地方環境事務所

（勤務する事務所、業務内容）

環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所下田管理官事務所
〒415-0036 静岡県下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階
電話番号：0558-22-9533



伊豆山稜線歩道周辺のブナ林

◇主な業務

国立公園管理官を補佐し、主として次の業務を行います。

- 自然公園法に基づく許認可業務の補助
- 各種業務契約手続きの補助、文書管理業務等の事務業務
- 富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域における現況調査、利用者指導、施設の維持管理等
- 天城連山関係業務（伊豆山稜線歩道等の巡視、維持管理、清掃活動等）
- 自然ふれあい行事（自然観察会など）の企画・実施
- 自然環境や国立公園の利用に関する情報の収集・整理
- ホームページ等を活用した定期的な情報発信（アクティブ・レンジャー日記など）
- 下田管理官事務所内の各種事務（電話・来客対応、関係者との連絡調整、会議準備、データ入力、資料（書類・地図等）作成・整理、事務所内管理作業（清掃、ゴミ出し等）、事務処理作業（会計・庶務等を含む））など

3. 応募要件

（必須の要件）

- 普通自動車第一種免許（AT限定可）
- 基本的なパソコン操作（Microsoft Word, Excel, PowerPoint等）が可能であること。（※GISも操作できると望ましい）
- 登山を伴う業務が可能な体力及び登山技術・経験があること。

（あると望ましい要件）

- GISの使用経験があること。
- 業務の遂行において、事務所内外の関係者とコミュニケーションを取りつつ連絡調整を的確に行うことができること

参考：関東地区アクティブ・レンジャー日記 <http://kanto.env.go.jp/blog/>

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

(1) 雇用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※採用日から1ヶ月間は条件付採用期間となります。

※前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連続2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日

月～金曜日。ただし、業務の都合により土曜、日曜、祝祭日及び年末年始も勤務の場合有り。業務の都合により、休日に勤務した場合には代休が与えられます。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

業務の都合により休日に勤務した場合には、休日の振替等の措置が行なわれます。

(5) 休暇

最初の採用日から6ヶ月間継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合に、6か月を超える日から次の1年間に10日の有給休暇が付与されます。

(6) 給与関係

①給与は、別に定める規定により、日額を月給単位で支給します。（翌月支給）

②期末手当と勤勉手当（年2回）は別に定める給与の規定によります。

③通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

④退職手当は、18日以上勤務した月（開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日減じた日数）が継続して6月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。

⑤健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

2か月を超えて勤務することが見込まれ、かつ以下3要件を満たす場合は、医療保険は共済組合（短期給付）に加入し、年金保険は厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）に加入します。

① 週の所定労働時間が20時間以上

② 報酬月額8.8万円以上

③ 非学生

また、同一任命権者の下で1日7時間45分以上勤務した日が18日（18日のカウントは（6）に準ずる）以上ある月が12月を超えた場合で、その日以降も引き続き当該勤務時間により勤務することを要し、かつ、同一の任命権者に雇用されている場合は、既に加入している医療保険に加え、年金保険も共済組合に加入し、短期給付と長期給付（厚生年金保険（第2号厚生年金被保険者）及び退職等年金給付）が適用されます。

※詳細は下記の【問い合わせ・申込先】へお問い合わせください。ハローワークでも閲覧が可能です。

5. 応募方法

次の(1)～(2)を下記の【問い合わせ・申込先】あてに郵送またはメール送付して下さい。

(1)履歴書(市販品又はパソコンで作成でも可)に必要な事項を記入したもの 1部

(記入上の注意事項)

- ① 応募動機を記入して下さい。
※必要に応じて、職務経歴や自己PRを別紙(A4版2枚以内)で添付も可。
- ② 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。
※メールアドレスについては、採用が決まるまでの間のwebメールなどでも可。
- ③ 3.の応募要件のうち、「必須の要件」についてはその該当について必ず記載し、「望ましい要件」も該当があれば記載してください。「必須の要件」について記載がない場合は、要件を満たしていないものと判断します。
- ④ 希望する勤務地(公園名・地区名)を明記して下さい。
- ⑤ 希望する面接会場(さいたま市または神奈川県箱根町)を明記して下さい。
- ⑥ 関東地方環境事務所管内の他地区へ併願を希望する場合は、希望順位を記載してください。

(2) 次の①または②のどちらかを選択

① 小論文 1部

様式: A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1,200字以内

(パソコン使用の場合は、A4(横書き)20字×20行に設定のうえ作成すること)

テーマ: 「アクティブ・レンジャーとして伊豆半島において取り組みたいこと」

想定される業務内容及び自らの活動経験等を踏まえて、アクティブ・レンジャーとしてどのような活動に取り組みたいかについて、記述してください。

② 過去3年以内の自然環境に関わる活動実績の資料(様式自由)(A4版2枚以内)

自然環境に関わる活動の実績の資料には、どのような立場・役割で、どのような活動に携わったのかが分かるよう具体的に示してください。

6. 応募期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月17日(金)17時(必着)

7. 選考方法

(1) 一次選考(書類審査)

提出いただいた、履歴書及び小論文若しくは活動実績により書類審査を行います。

※第1次選考を通過し、面接を行うことが決まった方のみ、後日、第2次選考の日時・場所等と併せてご連絡します。

※応募書類は返却いたしません。(責任廃棄)

(2) 二次選考(面接)

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時: 令和7年1月30日(木)から2月7日(金)(予定)

会場: 関東地方環境事務所(さいたま市)又は富士箱根伊豆国立公園管理事務所(箱根町)

※web面接になる可能性があります

※最終選考結果については、本人宛通知します。

※なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 以下に該当する方は、応募できませんので、ご了承下さい。

①日本の国籍を有しない者

- ②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

【問い合わせ・申込先】

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

関東地方環境事務所 「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 048-600-0816

MAIL SHIZEN-KANTO-SAIYO@env.go.jp（全て半角）